

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求の内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る個人情報を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
1	令和元年度諮問受理第14号	令和元年7月17日付け大北福第339号	令和元年5月8日	H31.4.8提出の市民の声に対する①北区長回答、②福祉局長回答	北区役所福祉課	令和元年5月22日付け大北福第142号不存在による非開示決定	①について 開示請求者が平成31年4月8日付で政策企画室に提出された文書に関して、平成31年4月12日付で政策企画室より情報提供を受けたが、回答文書を作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	令和元年6月17日	<p>請求文書作成していない原因究明とその報告を求める。その上で本決定を取り消し、改めて開示決定を求める。不存在理由に「政策企画室より情報提供を受けたが、回答文書を作成していないことから…」とあるが、具体的理由がまったくなく条例等違反である。また、北区が回答しないことについて、政策企画室が何の対応もしないことについても問題がある。</p> <p>本件市民の声については、障がい認定審査についての説明を求めるものであるが、市民の声等において、障がい認定審査についての説明を複数回行っており、同一人からの同一内容の申出として、マニュアルに則って「市民の声」として扱わないこととしたため、回答文書及び回答に係る決裁文書を作成する必要がないことから、実際に作成しておらず存在しない。 審査請求人は、本件決定に対して、「不存在理由は具体的理由がまったくなく条例違反である」等と主張し、本件決定の取り消しと開示決定を求めている。 しかしながら、政策企画室広聴担当より情報提供を受けたが、回答文書は作成していない。また、審査請求人は、「北区が回答しないことについて政策企画室が何の対応もしないことについても問題がある」等と主張するが、本市広聴マニュアルでは、「既にデータベース処理されている件について、再度、同一人から同一内容の申出があった」場合、関連する所属に情報提供することとされている。 本件市民の声の内容は、障がい認定審査に関わるもの等であるが、これまで審査請求人より同一内容の申出が複数あり、例えば視野障がいにおける視野の状況について平成29年1月31日付け市民の声（1701-10100）に対する平成29年2月13日付け回答では、認定根拠についてガイドラインの解釈を具体的に説明しているなど既に市民の声として処理を行っていたことから情報提供されたものである。その後、実施機関では本件市民の声について所属内で供覧し処理を完結していることから回答文書は作成していないものである。したがって、本件請求に係る個人情報を保有していない。</p>
2	令和元年度諮問受理第17号	令和元年7月30日付け大北福第372号	令和元年5月23日	H31.4.8に政策企画室に提出した市民の声に対する回答文書とその決裁文書。	北区役所福祉課	令和元年6月6日付け大北福第188号不存在による非開示決定	開示請求者が平成31年4月8日付で政策企画室に提出された文書に関して、平成31年4月12日付で政策企画室より情報提供を受けたが、回答文書を作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	令和元年7月1日	<p>本決定を取り消し不存在（回答文書を作成していない）理由を明確にした決定通知書を求める。その上で回答文書を作成し送付することを求める。 不存在理由欄に不存在の理由がまったく無く職務怠慢なのかが不明。また、この市民の声では、北区・福祉局の依頼で総務局が不当に作成した「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」の作成理由に対する矛盾や大阪市の不成についての指摘であり、市民の声として回答する責務がある。</p> <p>本件市民の声については、障がい認定審査についての説明を求めるものであるが、当庁は市民の声等において、障がい認定審査についての説明を複数回行っており、同一人からの同一内容の申出として、マニュアルに則って「市民の声」として扱わないこととしたため、回答文書及び回答に係る決裁文書を作成する必要がないことから、実際に作成しておらず存在しない。 審査請求人は、本件決定に対して、「不存在理由は具体的理由がまったくなく条例違反である」等と主張し、本件決定の取り消しと開示決定を求めている。 しかしながら、政策企画室広聴担当より情報提供を受けたが、回答文書は作成していない。また、審査請求人は、「北区が回答しないことについて政策企画室が何の対応もしないことについても問題がある」等と主張するが、本市広聴マニュアルでは、「既にデータベース処理されている件について、再度、同一人から同一内容の申出があった」場合、関連する所属に情報提供することとされている。 本件市民の声の内容は、障がい認定審査に関わるもの等であるが、これまで審査請求人より同一内容の申出が複数あり、例えば視野障がいにおける視野の状況について平成29年1月31日付け市民の声（1701-10100）に対する平成29年2月13日付け回答では、認定根拠についてガイドラインの解釈を具体的に説明しているなど既に市民の声として処理を行っていたことから情報提供されたものである。その後、実施機関では本件市民の声について所属内で供覧し処理を完結していることから回答文書は作成していないものである。したがって、本件請求に係る個人情報を保有していない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求の内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る個人情報 を保有していない理由	(く) 審査請求 年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
3	令和元年度諮問受理第38号	令和元年11月28日付け大北政第83号	令和元年10月1日	R元. 9. 12政策企画室に提出した北区長への市民の声に係る①政策企画室決裁文書、②処理カードと明細、③北区決裁文書、④北区回答。	北区役所政策推進課	令和元年10月15日付け大北政第54号不存在による非開示決定	④について 開示請求者が令和元年9月12日付けで政策企画室に提出された文書に関して、令和元年9月24日付けで政策企画室より情報提供を受けたが、回答文書を作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	令和元年10月29日	本決定の取り消しを求める。改めて開示決定を求める。 市民の声に対する回答文書を作成しないのは、広聴マニュアルに違反しており、作成していない理由の提示もなく悪質な対応である。 本件市民の声については、同一人から同一内容の申出（既に回答済み）及び区政・市政に関する内容でない申出と判断し、広聴マニュアルに則って「市民の声」として扱わないこととしたため、回答文書及び回答に係る処理カード等の決裁文書を作成する必要がなく、実際に作成していない。 審査請求人は、「市民の声に対する回答文書を作成しないのは、広聴マニュアルに違反しており、作成していない理由の提示もなく悪質な対応である。」と主張するが、広聴マニュアルでは、同一人から同一内容の申出（既に回答済み）等については、「市民の声」として扱わないこととされており、広聴マニュアルに則って適正に対応している。
4	令和元年度諮問受理第86号	令和2年1月22日付け大北政第97号	令和元年11月5日	R元. 10. 2付北区長への市民の声に対する①回答②北区広聴担当部署決裁③受け付けた政策企画室決裁文書	北区役所政策推進課	令和元年11月19日付け大北政第78号不存在による非開示決定	①について 開示請求者が令和元年10月2日付けで政策企画室に提出された文書に関して、令和元年10月16日付けで政策企画室より情報提供を受けたが、回答文書を作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月23日	「回答文書を作成していない」ことについての意志決定が確認できる文書の開示を求める。 改めて、請求文書を作成した上で開示決定を求める。 回答文書を作成しないのは、公聴マニュアル等に違反している。また、回答作成しないとする意志決定も行われていない。 本件請求に係る市民の声については、令和元年8月27日付け大北福第511号公開請求却下決定の理由に「障害認定審査についての不服に端を発する」と記載していることについて説明を求めるものであるが、実施機関は市民の声等において、障害認定審査についての不服に対する説明を複数回行っており、同一人から同一内容の申出として、広聴マニュアルに則って「市民の声」として扱わないこととしたため、回答文書及び回答に係る処理カード等の決裁文書を作成する必要がなく実際に作成していない。 審査請求人は、「市民の声に対する回答文書を作成しないのは、広聴マニュアルに違反しており、作成していない理由の提示もなく悪質な対応である。」と主張するが、広聴マニュアルでは、同一人から同一内容の申出（既に回答済み）等については、「市民の声」として扱わないこととされており、広聴マニュアルに則って適正に対応している。 また、「回答しないとする意思決定も行われていない。」と主張するが、回答作成しないとする意思決定は、北区役所福祉課にて行っている。 なお、「回答文書を作成していないことについての意志決定が確認できる文書の開示を求める。改めて、請求文書を作成した上で開示決定を求める。」とも主張しているが、そもそも本件請求に係る請求内容に記載のない文書の開示や、新たな文書の作成を求める内容の主張であり、本件決定に係る「開示を受けたいのに、開示されない」ことに対する不服でないことは明らかである。
5	令和元年度諮問受理第87号	令和2年1月22日付け大北政第99号	令和元年11月5日	R元. 9. 12付市民の声（北区長様）に対する①回答②その市民の声決裁（広聴担当部署が決裁しているもの）③受付た政策企画室決裁文書	北区役所政策推進課	令和元年11月19日付け大北政第80号不存在による非開示決定	①について 開示請求者が令和元年9月12日付けで政策企画室に提出された文書に関して、令和元年9月24日付けで政策企画室より情報提供を受けたが、回答文書を作成していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月23日	「回答文書を作成していない」ことについての意志決定が確認できる文書の開示を求める。 改めて、請求文書を作成した上で開示決定を求める。 回答文書を作成しないのは、公聴マニュアル等に違反している。また、回答作成しないとする意志決定も行われていない。 本件市民の声については、同一人から同一内容の申出（既に回答済み）及び区政・市政に関する内容でない申出と判断し、広聴マニュアルに則って「市民の声」として扱わないこととしたため、回答文書及び回答に係る処理カード等の決裁文書を作成する必要がなく、実際に作成していない。 審査請求人は、「市民の声に対する回答文書を作成しないのは、広聴マニュアルに違反しており、作成していない理由の提示もなく悪質な対応である。」と主張するが、広聴マニュアルでは、同一人から同一内容の申出（既に回答済み）等については、「市民の声」として扱わないこととされており、広聴マニュアルに則って適正に対応している。 また、「回答しないとする意思決定も行われていない。」と主張するが、回答作成しないとする意思決定は、北区役所福祉課にて行っている。 なお、「回答文書を作成していないことについての意志決定が確認できる文書の開示を求める。改めて、請求文書を作成した上で開示決定を求める。」とも主張しているが、そもそも本件請求に係る請求内容に記載のない文書の開示や、新たな文書の作成を求める内容の主張であり、本件決定に係る「開示を受けたいのに、開示されない」ことに対する不服でないことは明らかである。

項番	(あ)	(い)	(う)	(え) 開示請求の内容	(お)	(か)	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る個人情報 を保有していない理由	(く)	(け) 審査請求人の主張
	諮問受理 番号	諮問	請求日		担当	決定		審査請求 年月日	(こ) 実施機関の主張
6	令和元 年度諮 問受理 第49号	令和元 年12月 18日付 け大総 務第57 号	令和元 年11月 1日	R元. 9. 12政策企画室に 提出した総務局長・政 策企画室長への市民の 声に係る各所属広聴担 当部署の決裁が確認で きる文書。	総務 局行 政部 総務 課 (総 務グ ループ)	令和元 年11月 15日付 け大総 務第50 号不存 在によ る非開 示決定	本件請求に係る「市民の声」(以下「本件申出1」とい う。)については、広聴担当である総務局行政部総務課に おいて、政策企画室市民情報部広聴担当に提出された 「市民の声」の情報を総務局行政部行政課情報公開グ ループへ伝達するとともに、その申出内容が「市民の 声」として扱わないものとして定められているものであ る旨の連絡を同グループから受け取り、その旨を政策企 画室市民情報部広聴担当へ伝達したものであるが、これ らの伝達行為にあたっては、大阪市公文書管理条例第4 条第1項ただし書に定める「事案が軽微なもの」とし て、公文書を作成しておらず、本件請求に係る公文書を 実際に保有していないため。	令和 元年 11月 19日	本決定の取り消しを求める。 開示請求文書の開示を求める。 総務局は、広聴担当部署が市民の声に係る情報の伝達を行っているが、その決裁を作成しておらず、広聴マニユ アル等に違反している。また、「事案が軽微なもの」としているが、その具体的理由がなく、その内容は行政の信頼 確保するにおいて重要であることは明白である。 よって文書は存在するはずである。 本件申出1について総務局行政部総務課総務グループ(以下「総務グループ」という。)において行った事務は、 本件申出1に係る事務担当部署を総務局行政部行政課情報公開グループ(以下「情報公開グループ」という。)と してデータベースに入力したこと(以下「担当部署の決定」という。)、及び、情報公開グループからの本件申出 1は「市民の声」として取り扱わないこととした旨の連絡を受けて、その旨を政策企画室市民情報部広聴担当(以 下「政策企画室広聴担当」という。)へのメールの送信により伝達したこと(以下「メールの送信」)である。 これらの事務についての決裁は、担当部署の決定については、本件申出1の内容は情報公開グループの担当課長が 行った回答について改めて回答を求めるものであり、事務担当部署が情報公開グループであることは一見して明ら かであり、データベースへの入力も広聴マニュアルに基づき行われるものであって、意思決定の内容は一義的に明 らかであることから、当該意思決定に当たっては、大阪市公文書管理条例(平成18年大阪市条例第15号。以下「公 文書管理条例」という。)第4条第1項ただし書の「事案が軽微なものであるとき」に該当するとして決裁文書そ の他公文書を作成していない。 また、メールの送信については、本件申出1を「市民の声」として取り扱わないこととした情報公開グループの判 断の結果に基づき、本件申出1を受け付けた政策企画室広聴担当において当然に行われるべき本件申出1に係る情 報のデータベースからの消去という事務処理の契機となる事実を伝達するにすぎないものであり、当該行為は本市 の内部における日常的な事務連絡である上、総務グループにおいて伝達しないという判断が行われる余地はなく判 断の内容は一義的に決まってくるものであることから、その意思決定に当たっては、公文書管理条例第4条第1項 ただし書の「事案が軽微なものであるとき」に該当するとして決裁文書その他公文書を作成していない。 なお、本件申出1の内容が広聴マニュアルにおいて「市民の声」として扱わないものとされている「申出人との間 で係争中のもの」及び「事業の簡易な問合せ」に該当するものであるとの判断は、本件申出1に係る事務を所管 し、その事実経過等を把握している事務所管部署である情報公開グループにおいて行われたものであり、総務グ ループは、当該判断に基づき、総務局の広聴担当部署として情報公開グループの当該判断の結果を政策企画室に伝 達したにすぎず、当該判断に係る決裁文書を作成することはなく、また、取得もしていない。
7	令和元 年度諮 問受理 第53号	令和元 年12月 20日付 け大政 第232号	令和元 年11月 1日	R元. 9. 12政策企画室に 提出した総務局長・政 策企画室長への市民の 声に係る各所属広聴担 当部署の決裁が確認で きる文書。	政策 企画 室秘 書部 秘書 担当 (総務 グ ループ)	令和元 年11月 15日付 け大政 第199号 不存 在によ る非開 示決定	令和元年9月12日付け政策企画室市民情報部広聴担当に 提出された政策企画室長あての市民の声(以下「本件申 出2」という。)について、申出内容を所管する政策企 画室市民情報部広聴担当にて担当内供覧されており、所 属の広聴担当部署である政策企画室秘書部秘書担当(総 務グループ)では伝達を受けていないことから、当該保 有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に 存在しないため。	令和 元年 11月 19日	本決定の取り消しを求める。開示請求文書の開示を求める。 政策企画室では、広聴担当部署に伝達されていないという理由で不存による非開示決定がされている。広聴マ ニユアル等(市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン)に基づいて広聴担当部署の責務として、「市民の声に対する 回答作成部署の決定及び適切な助言、指導」「回答内容のチェック及び申出人への回答送付」を行うこととされて いることから、文書は存在するものである。 審査請求人は、本件申出2と同一内容の申出を平成31年4月8日付けで行い、政策企画室広聴担当は、同月22日付 けで「市民の声」の回答を行っていたことから、政策企画室広聴担当は、本件申出2が「既にデータベース処理さ れている件について、再度、同一人から同一内容の申出があった場合」に該当すると判断し、本件申出2を「市民 の声」として取り扱わなかった。 本件申出2は、審査請求人からその申出内容を所管する部署である政策企画室広聴担当に直接寄せられ、かつ、そ の申出を「市民の声」として取り扱わなかったことから、政策企画室広聴担当は、政策企画室の広聴担当部署であ る政策企画室秘書担当(総務グループ)を経由することなく、政策企画室広聴担当において担当内供覧を行った。 したがって、政策企画室秘書担当(総務グループ)は本件申出2について伝達を受けていないことから、請求に係 る情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求の内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る個人情報 を保有していない理由	(く) 審査請求 年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
8	令和元年度諮問受理第63号	令和2年1月15日付け大総務第68号	令和元年10月9日	R元. 8. 23付総務局長への市民の声に対して、R元. 9. 6付総務局〇〇課長回答があった。これに係る総務局が市民の声で対応しないと判断又は承認した①総務課(広聴担当) ②政策企画室に依頼した文書とその決裁。	総務局行政部総務課(総務グループ)	令和元年10月23日付け大総務第46号不存による非開示決定	①について 本件請求書記載の「市民の声」(以下「本件申出3」という。)について、「市民の声」として取り扱わないものであると定められている係争中の案件に関するものかつ事業の簡易な問い合わせであるとの判断は、所管部署である総務局行政部行政課(情報公開グループ)においてなされており、総務局行政部総務課(総務グループ)においては、情報公開グループの当該判断を政策企画室へ伝達したものであるが、当該判断は行っておらず、また当該判断に対する承認を行っていないことから、請求内容に該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 ②について 総務局行政部総務課(総務グループ)は、受付部署である政策企画室へ伝達を行っているが、これを政策企画室への依頼と解したとしても、当該伝達は単なる事実行為であり決裁は行っていないことから、請求内容に該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、政策企画室へ伝達した際のメールも、組織的に共有する必要がないことから既に廃棄しており、実際に存在しないため。	令和元年12月17日	本決定を取り消し、改めて開示決定を求める。 (1)請求文書を作成していないのは広聴マニュアル等に違反している。 (2)理由が不正である。 ①係争中とあるが訴訟は行っていない。 ②「簡易な問い合わせ」とするのは誤りであり、係争中としていることから重要な問い合わせであることが確認できる。当然、実質的にも重要な問い合わせである。 ③「情報公開グループの当該判断を政策企画室へ伝達…」としており、総務局公聴担当を通していないのは公聴マニュアル等に違反している。 本件請求は、総務局が本件申出3を「市民の声」として取り扱わないとの判断又は承認をしたことに関する①総務グループの決裁文書及び②総務グループから政策企画室への依頼文書とその決裁文書の開示を求めるものであるが、①については、本件申出3の内容が広聴マニュアルにおいて「市民の声」として扱わないものとされている「申出人との間で係争中のもの」及び「事業の簡易な問合せ」に該当するものであるとの判断は、本件申出3に係る事務を所管し、その事実経過等を把握している事務所管部署である情報公開グループにおいて行われたものであり、総務グループは、当該判断に基づき、総務局の広聴担当部署として情報公開グループの当該判断の結果を政策企画室に伝達したにすぎず、当該判断自体や当該判断に対する承認を行っていないことから、当該判断又は承認に係る決裁文書をそもそも作成することはなく、また、取得もしていない。 ②については、総務グループは総務局の広聴担当部署として、情報公開グループが行った本件申出3の取扱いについての前記の判断の結果に基づき、本件申出3を受け付けた政策企画室広聴担当において当然に行われるべき本件申出3に係る情報のデータベースからの消去という事務処理の契機となる事実を伝達したにすぎないものであるが、この伝達行為を政策企画室への依頼と解したとしても、当該行為は本市の内部における日常的な事務連絡である上、総務グループにおいて伝達しないという判断が行われる余地はなく判断の内容は一義的に決まってくるものであることから、その意思決定に当たっては、公文書管理条例第4条第1項ただし書の「事案が軽微なものであるとき」に該当するとして公文書を作成していない。 また、伝達のために政策企画室広聴担当に送信したメールについては、一時的な事務連絡のために作成されたものであって政策企画室広聴担当において受信され、本件申出3に係る情報がデータベースから削除されることによりその役割を終える軽易な内容のものであり、データベースから削除された後は組織的に共有し保管しておく必要のないものであることから、本件申出3に係る情報がデータベースから削除されたことを確認した後に、総務グループの公文書の管理責任者である総務局行政部総務課長の承認を得て廃棄されており、政策企画室広聴担当に送信された時点から1月以上経過した(え)欄に記載の請求が行われた時点においては実際に存在しないものである。
9	令和元年度諮問受理第68号	令和2年1月17日付け大政第e-119号	令和元年10月9日	R元. 8. 23付総務局長への市民の声に対して、R元. 9. 6付総務局〇〇課長回答があった。これに係る総務局が市民の声で対応しないと判断又は承認した①総務課(広聴担当) ②政策企画室に依頼した文書とその決裁。	政策企画室市民情報部広聴担当	令和元年10月23日付け大政第e-83号開示決定	令和元年8月29日付け総務局から政策企画室への依頼メール(市民の声(No. 1901-10426)の取扱いについて)	令和元年12月17日	開示請求した存在するはずの「決裁」の開示決定を求める。請求した「決裁」が開示されなかった。 なお、R元. 10. 23 付大総務第 46 号不存…通知書の理由に「情報公開グループの当該判断を政策企画室に伝達…」とあり、政策企画室が総務局広聴担当の伝達がないのに、また確認もせずに情報提供の事務処理を行っており、広聴マニュアルに違反している。 令和元年8月23日付けで審査請求人が提出した総務局長宛での市民の声とのお申し出(以下「本件申出4」という。)について、政策企画室広聴担当は、データベースに登録し、処理カードによって総務局に対する市民の声の回答依頼の決裁をした上で、同月26日付けで回答依頼した。 令和元年8月29日、総務局から政策企画室広聴担当に対し、本件申出4は係争中の案件に関するものかつ事業の簡易な問合せであることから、市民の声として取り扱わず情報提供へ切り替えるよう依頼があった。 当該依頼を受け、政策企画室広聴担当は、市民の声の回答依頼の決裁を廃案した上で、本件申出4について総務局に情報提供する決裁を行い、データベースから本件申出4の明細を削除するとともに、改めて令和元年8月29日付けで情報提供を行った。 (え)欄に記載の請求内容②について、令和元年8月29日付けで総務局から送信のあった情報提供への切り替えの依頼を内容とするメールに記載された情報を保有個人情報として特定した。 審査請求人は、「存在するはずの『決裁』の開示決定を求める」と主張するが、開示請求書には、(え)欄に記載のとおり、「総務局が政策企画室広聴担当に依頼した…決裁文書」と記載していることから、政策企画室広聴担当が総務局に行う情報提供の決裁文書は請求対象とならないと判断した。 政策企画室において、(き)欄に記載の情報以外に、特定すべき個人情報を保有していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求の内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る個人情報保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
10	令和元年度諮問受理第36号	令和元年11月28日付大政第e-101号	令和元年10月1日	R元. 9. 12政策企画室に提出した北区長への市民の声に係る①政策企画室決裁文書、②処理カードと明細、③北区決裁文書、④北区回答。	政策企画室市民情報部広聴担当	令和元年10月15日付大政第e-79号不存在による非開示決定	②の明細について 処理カード明細とは、市民の声データベースシステムに登録されている案件で、市民の声データベースシステムで個別の案件の詳細を表示したデータ、またはそれを出力したものである。 令和元年9月12日付け市民の声については、市民の声として市民の声データベースシステムに登録したが、廃案となったため、市民の声データベースシステムから削除した。したがって、処理カード明細を保有していないことから、当該保有個人情報は実際には存在しないため。	令和元年10月29日	<p>廃案の理由を付した決定通知書を求める。 理由欄には「・・・廃案となったため・・・」と事実のみが記載されており、廃案とした理由がまったくない。</p> <p>令和元年9月12日付けで審査請求人が提出した北区長宛での市民の声とお申し出（以下「本件申出5」という。）について、政策企画室広聴担当は、データベースに登録し、処理カードによって北区役所に対する市民の声の回答依頼の決裁をした上で、同月13日付けで北区役所に回答依頼した。 令和元年9月19日、北区役所から政策企画室広聴担当に対し、本件申出5は所管外であり、既に回答済みのものであることから、市民の声として取り扱わず情報提供へ切り替えるよう依頼があった。 当該依頼を受け、政策企画室広聴担当は、市民の声の回答依頼の決裁を廃案するとともに、データベースから明細を削除した。 また、本件申出5を北区役所に情報提供する決裁を行い、改めて令和元年9月24日付けで情報提供した。 上記のとおり、(う)欄に記載の請求日時点で、本件申出5に係る明細については、データベースから削除済みであり、(え)欄に記載の請求に係る保有個人情報が実際に存在しない。</p>
11	令和元年度諮問受理第37号	令和元年11月28日付大政第e-103号	令和元年10月1日	R元. 9. 12政策企画室に提出した総務局長・政策企画室長への市民の声に係る①政策企画室決裁文書、②処理カードと明細、③総務局回答文書④総務局決裁文書。	政策企画室市民情報部広聴担当	令和元年10月15日付大政第e-80号不存在による非開示決定	②について 処理カード明細とは、市民の声データベースシステムに登録されている案件で、市民の声データベースシステムで個別の案件の詳細を表示したデータ、またはそれを出力したものである。 令和元年9月12日付け市民の声については、市民の声として市民の声データベースシステムに登録したが、廃案となったため、市民の声データベースシステムから削除した。したがって、処理カード明細を保有していないことから、当該保有個人情報は実際には存在しないため。	令和元年10月29日	<p>改めて市民の声回答（処理カードと明細の開示を求める。 市民の声として事務処理しないのは広聴マニュアル等に違反している。また、不存在理由も「廃案となった」・「担当内で供欄」とあり意見不明で具体的内容が示されていない。</p> <p>令和元年9月12日付けで審査請求人が提出した政策企画室長宛での市民の声とお申し出（以下「本件申出6」という。）については、平成31年4月8日付けで受け付けた審査請求人からの市民の声と同一内容の申出であり、既に回答を行っており「既にデータベース処理されている件について、再度同一人からの同一内容の申出があった場合」に該当するため、市民の声として取り扱わず、政策企画室広聴担当内で供覧した。 本件申出6については、当初から市民の声として取り扱わず、そもそもデータベースに登録していないことから、処理カード及び処理カード明細は存在しない。</p>
12	令和元年度諮問受理第69号	令和2年1月17日付大政第e-121号	令和元年11月14日	R元. 10. 15付大政第e-77号開示文書(決裁)に「既に回答済みのもののため…」とある。この「回答済」の文言。ただし、政策企画室が①保有する文書。②確認した文書。③そうだと判断した根拠。	政策企画室市民情報部広聴担当	令和元年11月28日付大政第e-100号不存在による非開示決定	令和元年10月15日付大政第e-77号開示決定通知書により開示した文書は、令和元年9月12日付けで、開示請求者から政策企画室に提出された北区長への市民の声にかかる政策企画室が保有する決裁文書である。当該決裁は、市民の声の廃案にかかる決裁文書であるが、当該決裁文書に記載の「回答済」とは、当該市民の声について情報提供への変更を行うための理由である。この理由については、申出内容を所管する北区役所が判断を行っており、政策企画室は「回答済」の文書を確認していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月17日	<p>政策企画室は、「既に回答済みのもののため…」として、核心部分についても意志決定を行っている以上、その根拠とする請求文書を保有しているはずであるので本決定を取り消し、開示決定を求める。 不存在理由に「回答済」とは、…情報提供への変更を行うための理由である。」としているのであるから、その根拠について確認・是非の判断を行う責任と義務がある。また、「「回答済」の文書を確認していないことから…」とあるが、信用できないし、そうであるなら職務放棄といえる悪質な対応である。</p> <p>開示請求書に記載の決裁文書に「既に回答済み」と記載しているのは、当該決裁に係る市民の声の申出内容を所管する北区役所が政策企画室広聴担当に対し、この申出については、既にデータベース処理されている件について再度同一人から同一内容の申出に該当するため、市民の声として取り扱わずに情報提供へ切り替えるよう依頼があった旨を記載したものである。 市民の声は、その申出内容を所管する所属が責任をもって回答等を含めた対応を行うこととなっており、情報提供を行った場合も同様の取扱いとなる。 よって、政策企画室広聴担当は情報提供先である北区役所が行った回答に関与していないため、その回答文書を保有しておらず、また、回答文書の確認をしていない。 したがって、政策企画室は(え)欄に記載の請求に係る保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p>

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求の内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る個人情報 を保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
13	令和元年度諮問受理第70号	令和2年1月17日付け大政第e-123号	令和元年11月5日	R元. 10. 11付市民の声に対するR元. 10. 25付福祉局長回答について、広聴統括部署が、市民と市政をつなぐ広聴ガイドラインp7にあるチェックポイント(上から①②③④)の4点について、チェックしていることが確認できる文書	政策企画室市民情報部広聴担当	令和元年11月19日付け大政第e-96号不存在による非開示決定	「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン」の7ページに記載している回答・供覧でのチェックポイント・質問に答えているか・回答は形式的ではなく、納得のいくものとなっているか・調査し、市民の声が寄せられるに至った理由が解明されているか・期限内に市民に回答が返されているか についての確認は、回答・供覧を行う所管広聴担当部署又は所管部署で行うものであるため、広聴統括部署として文書を作成または保有していないことから、当該保有個人情報は実際には存在しないため。	令和元年12月18日	請求文書は存在すると思われるため、本決定の取り消しを求め、改めて開示決定を求める。あくまで不存在とするのであれば、明確な理由を付した決定通知を求める。 広聴ガイドライン(P6・7)には、広聴統括部署における業務として「回答・供覧のチェックポイント」とあり、実行が確認できる文書は作成する必要がある。また、不存在理由に「(チェックポイント)の確認は… 所管広聴担当部署または所管部署で行うもの…」とあり、広聴マニュアルに違反しているため。 (え) 欄に記載のチェックポイントとは、市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン6頁に記載の「各区役所広聴担当部署または各局・室広聴担当部署における回答・供覧業務(各区役所広聴担当部署または各局・室広聴担当部署から回答等の場合)」において、各区役所広聴担当部署または各局・室広聴担当部署が所管部署より送付された回答案をチェックする際のポイントのことである。 市民の声は、その申出内容を所管する所属が責任をもって回答等を含めた対応を行うこととなっており、市民と市政をつなぐ広聴ガイドラインに基づき、福祉局の回答案が当該ポイントに沿った内容になっているかを確認するのは、局の広聴担当部署である福祉局総務課又は福祉局の所管部署である。 よって、広聴統括部署である政策企画室広聴担当は、福祉局の回答案の作成に関与していないため、福祉局の回答案が当該チェックポイントに沿った内容になっているかを確認していない。 したがって、政策企画室は、(え) 欄に記載の請求に係る保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
14	令和元年度諮問受理第90号	令和2年1月23日付け大政第e-126号	令和元年11月5日	R元. 9. 30付市民の声に対するR元. 10. 21付総務局〇〇課長回答があるが、これに係る①政策企画室決裁文書および回答にある②R元. 6. 12付回答とその決裁	政策企画室市民情報部広聴担当	令和元年11月19日付け大政第e-97号不存在による非開示決定	令和元年9月30日付け市民の声に対する回答は、総務局で作成した回答である。したがって、政策企画室広聴担当では、決裁しておらず、また回答も確認していないため、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年12月23日	請求文書の開示を求める。 政策企画室に提出した市民の声について、まったく決裁していないのは職務放棄であり、条例等に違反している。 令和元年9月30日付けで審査請求人が提出した総務局長宛での市民の声とお申し出(以下「本件申出7」という。)については、総務局から政策企画室広聴担当宛てに、本件申出7は係争中の案件に関するものかつ事業の簡易な問合せであることを理由に、市民の声として取り扱わず情報提供へ切り替えるよう依頼があったことから、政策企画室広聴担当は令和元年10月7日付けで総務局に情報提供を行った。 市民の声は、その申出内容を所管する所属が責任をもって回答等を含めた対応を行うこととなっており、情報提供を行った場合も同様の取扱いとなる。 よって、政策企画室広聴担当は、本件申出7について、情報提供先である総務局が行った回答に関与していないため、総務局が行った回答について決裁を行っていない。 したがって、政策企画室は、(え) 欄に記載の請求に係る保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない。
15	令和元年度諮問受理第139号	令和2年3月31日付け大政第e-154号	令和2年2月5日	R2. 1. 6付大政第e-114号開示文書に「R元. 11. 20付市民の声を北区役所に回答依頼…すでに回答済みであるため…」とある。①回答済みとする回答とその決裁。②政策企画室が回答済であることを確認していることが確認できる文書。	政策企画室市民情報部広聴担当	令和2年2月19日付け大政第e-136号開示決定	令和元年11月20日付けで、開示請求者から政策企画室に提出された大阪市長への市民の声に係る②政策企画室決裁文書	令和2年3月9日	開示決定を行っているのだから、請求文書の開示を求める。 開示された文書には、請求文書がなかった。政策企画室は、北区が既に回答済みとして、今回、回答しないことを承認する以上、その職務として、「既に回答済」について、具体的に確認しているはずである。 令和元年11月20日付けで審査請求人が提出した大阪市長宛での市民の声とお申し出(以下「本件申出8」という。)について、政策企画室広聴担当は、データベースに登録し、処理カードによって北区役所に対する市民の声の回答依頼の決裁をした上で、同月21日付けで回答を依頼した。 令和元年11月27日、北区役所から政策企画室広聴担当に対し、本件申出8は既に回答済みであることから、市民の声として取り扱わず情報提供へ切り替えるよう依頼があった。 当該依頼を受け、政策企画室広聴担当は、北区役所に対する市民の声の回答依頼の決裁を廃案するとともに、データベースから本件申出8の明細を削除した。 また、本件申出8を北区役所に対して情報提供する決裁を行い、改めて令和元年11月29日付けで情報提供を行った。 政策企画室広聴担当は、(え) 欄に記載の請求内容②について、本件申出8について、北区役所に対する市民の声の回答依頼の決裁を廃案にした上で、情報提供する決裁文書に記載された個人情報を特定した。 市民の声は、その申出内容を所管する所属が責任をもって回答等を含めた対応を行うこととしており、政策企画室において、(き) 欄に記載の情報以外に特定すべき個人情報を保有していない。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求の内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る個人情報保有していない理由	(く) 審査請求年月日	(け) 審査請求人の主張
									(こ) 実施機関の主張
16	令和元年度諮問受理第32号	令和元年11月7日付け大北政第66号	令和元年9月6日	H24. 5. 18付市民の声に対する H24. 6. 1付 ○北区長 回答がある。この市民の声に係る「見える化」に関する決裁文書	北区役所政策推進課	令和元年9月19日付け大北政第49号開示決定	平成30年12月7日付け起案 市民の声ホームページ公表に係る決裁文書	令和元年10月9日	請求した文書の開示を求める。 開示文書についての説明を求める。H24. 5. 18付市民の声についての「見える化」の決裁文書の開示を請求したが、「受付日、H30. 3. 26処理カード種別」3枚が開示された。説明もない。 審査請求人は平成24年5月18日付けで北区長宛てに市民の声の申出を行い、北区役所は、同年6月1日付けで北区長名で回答を行った。この市民の声を含む、平成24年5月18日付けから平成30年3月26日付けまでの間に受け付けた市民の声に対する審査請求人への回答64件分を取り纏めてホームページに「見える化」として掲載した。当該市民の声に係る回答を含めて「見える化」として掲載していることから、その掲載に係る意思決定を行った決裁文書を対象情報として特定しており、他に特定すべき個人情報を保有していない。
17	令和元年度諮問受理第67号	令和2年1月16日付け大政第251号	令和元年11月13日	R元. 10. 23付大総務第46号不存在による非開示決定通知書の理由に「市民の声として取り扱わないものであると定められている係争中の案件…」とある この係争中の定義が確認できる文書。	政策企画室秘書担当(総務グループ)	令和元年11月26日付け大政第213号開示決定	平成30年7月30日付け市民の声「市民の声広聴マニュアルの解釈について」及び平成30年8月20日付け市民の声「政策企画室長名による市民の声の回答について」にかかる決裁文書	令和元年12月16日	請求した文書の開示を求める。又、請求文書が不存在の場合は非開示決定を求める。 開示された文書には、請求した文書がない。開示された文書は、決裁文書であり個人的な後出しの見解のみがあり、既に広くに公表している文書でない。 市民の声については、市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン及び広聴マニュアルに基づき事務処理を行っている。広聴マニュアルには「申出人と本市との間で係争中のものや同案件について判決のあったもの」等について、「市民の声」として取り扱わない(データベース処理から除外する)と定められている。この「係争中」の定義について、市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン及び広聴マニュアルに記載はない。政策企画室において、執務室、書庫等を対象として念入りに探索を行ったところ、平成30年7月30日及び8月20日の2回、審査請求人から「係争中」の定義に関する「市民の声」が寄せられており、政策企画室広聴担当が回答を行ったことが確認されたことから、(き)欄に記載の情報を特定したものである。政策企画室において、(え)欄に記載の請求に係る保有個人情報として、ほかに特定すべき個人情報を保有していない。
18	令和元年度諮問受理第50号	令和元年12月19日付け大北政第86号	令和元年10月29日	R元. 10. 15付大政第e-77号開示文書(R元. 9. 12付北区長への市民の声に対する政策企画室決裁文書)に「所管外であり、また、既に回答済みのもののため…」とある。市民の声のどの部分・質問が①所管外②既に回答済みなのかを確認できる文書。また③回答済みとしたその回答とその決裁文書。	北区役所政策推進課	令和元年11月12日付け大北政第69号開示決定	市民の声No. (1901)-(10394)-(001)-(01) 令和元年8月5日付、令和元年8月19日付回答 市民の声No. (1901)-(10422)-(001)-(01) 令和元年8月21日付、令和元年9月3日付回答	令和元年11月19日	開示請求した文書を明確に特定した上で、開示請求した文書の開示を求める。 開示された文書は、請求した①、②、③のいずれにも該当しておらず、請求文書の開示がない。 (え)欄に記載の請求内容③に対応する文書は身体障害者認定基準の改正に関する(き)欄に記載の情報であると特定した。 北区役所は、令和元年9月12日付け北区長への市民の声において身体障害者認定基準の改正前後の違いについての質問に対し、過去に審査請求に印に対して身体障害者認定基準の改正に関する違いについて回答した文書に記載された情報である(き)欄に記載の情報を特定し、開示したものであり、特定した情報に誤りはない。
19	令和元年度諮問受理第51号	令和元年12月19日付け大北政第88号	令和元年10月29日	R元. 10. 15付大政第e-77号開示文書(R元. 9. 12付北区長への市民の声に対する政策企画室決裁文書)に「所管外であり、また、既に回答済みのもののため…」とある。市民の声のどの部分・質問が①所管外②既に回答済みなのかを確認できる文書。また③回答済みとしたその回答とその決裁文書。	北区役所政策推進課	令和元年11月12日付け大北政第70号不存在による非開示決定	開示請求書に記載の「市民の声のどの部分、質問が①所管外、②既に回答済みなのかを確認できる文書」は作成又は取得していないことから、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	令和元年11月19日	本決定の取り消しを求める。 本開示請求についての開示決定及び請求文書の開示を求める。 北区は、開示の決定についての重要な情報を政策企画室に伝達しているはずだが、その内容が確認できる文書を作成又は取得していないとするのは、政策企画室への伝達情報が不正であることを証明しており、その責任の所在も不明にしたものである。 北区役所は、令和元年9月12日付け北区長への市民の声の申出内容のうち、厚生労働省の通知に関する部分は区政・市政に関する内容でない(所管外)と判断し、また、身体障害者認定基準の改正に関する部分は既に回答済みと判断したことから、マニュアルに則って市民の声として取り扱わなかったものであり「当該市民の声は所管外であり、また既に回答済みであること」をメールにより政策企画室広聴担当へ伝達した。 当該市民の声の申出内容のうち、具体的にどの部分、質問が所管外で、既に回答済みなのかを区分して政策企画室広聴担当へ伝達しておらず、確認できる文書も作成していないことから、(え)欄に記載の請求内容①及び②については、そもそも作成していない。

(注) 1 (え)欄及び(け)欄については、原則として審査請求人の記載のとおりとしている。

2 (お)欄については、(か)欄に記載の決定時点における担当名としている。